

平成26年度から

国民健康保険税の税率が改正されます

<なぜ今、税率の改正が必要か>

国民健康保険制度は地域住民の医療を確保する制度として、国民皆保険制度の中心的役割を担っています。

本制度は加入者が支払う保険税と国や県、市の公費などで運営しており、保険税収入は重要な財源となっています。しかし、近年の急速な高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費の増加などに伴い、厳しい財政状況が続いています。

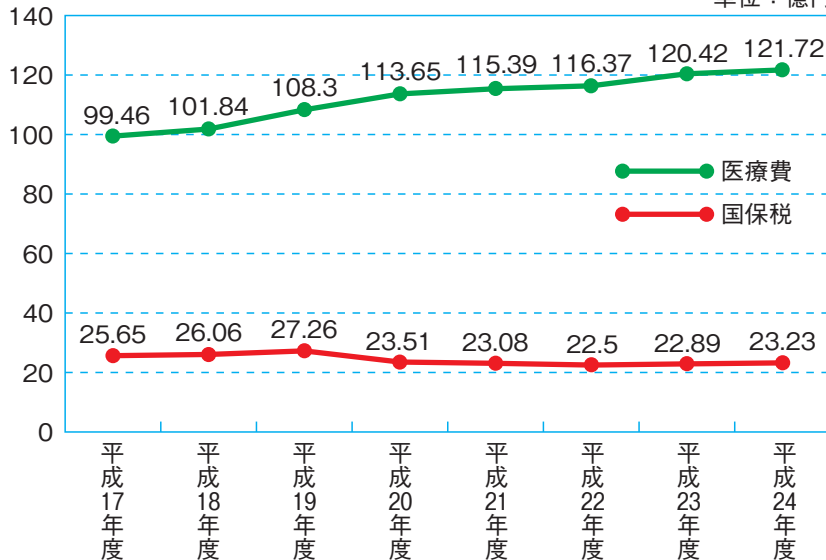
うるま市においては、不足する財源を補うため市の財源から毎年約10億円の支援をうけており平成17年度からの総額で約59億円となっています。しかし、支援をうけてなお累積赤字が増加する現状にあり平成24年度決算で約17億円の赤字となっております。

このような中、うるま市では電話催告センターの設置や納税指導員の配置等により収納率の向上に努めてきました。また、特定検診やジェネリック医薬品を積極的に推進する等の医療費の増加を防ぐための対策を講じてきました。

しかし、本市の所得水準が低いことや景気低迷による保険税収入の減収、今後の医療費の増加により、さらに厳しい財政状況となることが予測されます。このような状況を踏まうるま市の国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、平成26年度から税率を改正し、加入者の皆様へも負担をお願いすることとなりました。

国保医療費と国保税の推移

単位：億円



※グラフを見ると医療費は年々増加していく一方、保険税収入は医療費に追いついていない状況にあることがわかります。収入の不足額は市の財源や国・県からの交付金等で賄っていますが、現在の税率での収入額では国保制度の運営が困難になることから、税率を引き上げざるを得ない状況となっています。